

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

大阪市人事委員会

委員長 西出 智幸

大阪市人事委員会規則第 2 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年大阪市人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を削り、改正後欄に掲げる対象規定を加える。

改正後	改正前
別表 [表 別紙 2 挿入]	別表 [表 別紙 1 挿入]
備考 表中及び表中に挿入される別紙の[]の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

[別表 別紙 1]

機関		職
[同左]		
市長部局	内部部局	[同左] [同左] 〔政策企画室〕 秘書課長代理、 <u>総務担当課長代理</u> 、秘書課担当係長 [同左] <u>〔万博推進局〕</u> 総務課長代理、担当係長(庶務担当及び人事担当) [同左]
	[同左]	
	中央こども相談センター	所長、 <u>副所長</u> 、担当課長、主幹
	[同左]	
	河川・渡船管理事務所	[同左]
	[新設]	
	[同左]	
	[同左]	

[別表 別紙2]

機関		職
[略]		
市長部局	内部部局	[略] [略] 〔政策企画室〕 秘書課長代理、 <u>総務担当課長代理</u> 、 <u>秘書課政策調整担当課長代理</u> 、秘書課担当係長 [略] [削る] [略]
	[略]	
	中央こども相談センター	所長、 <u>副所長</u> 、 <u>東部方面担当部長</u> 、担当課長、主幹
	[略]	
	河川・渡船管理事務所	[略]
	<u>建設局建設工事事務所</u>	<u>所長</u>
	[略]	
[略]		